「夜間投入預金金庫取扱規定」新旧対応表

［アンダーライン部分が変更箇所］

新	旧
夜間投入預金金庫取扱規定 第１条～第４条　　（略） 第５条 その他 １．金庫の使用に際しては当組合所定の使用手数料をお支払いいただきます。 ２．外扉用鍵、入金鞄用鍵並びに入金鞄を喪失または破損したときは、直ちに当組合へお届け下さい。 ３．金庫は修理その他の都合により一時使用を停止させていただくことがあります。但しこの場合には必ず店舗長名で告示するか、または使用者ご本人に通報いたします。 ４．この契約を解約するときには、１週間前に申し出て解約届を提出して下さい。又解約日には預かった物件を返納して下さい。 ５．金庫鍵等を喪失または破損により再貸与をうけた場合及び返納できないときには実費弁償金をお支払いいただくこととなります。 ６．この金庫使用権を他に転貸、譲渡、売買または質入することはできません。 ７．この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。なお、変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	夜間投入預金金庫取扱規定 第１条～第４条　　（略） 第５条 その他 １．外扉用鍵、入金鞄用鍵並びに入金鞄を喪失または破損したときは、直ちに当組合へお届け下さい。 ２．金庫は修理その他の都合により一時使用を停止させていただくことがあります。但しこの場合には必ず店舗長名で告示するか、または使用者ご本人に通報いたします。 ３．この契約を解約するときには、１週間前に申し出て解約届を提出して下さい。又解約日には預かった物件を返納して下さい。 ４．金庫鍵等を喪失または破損により再貸与をうけた場合及び返納できないときには実費弁償金をお支払いいただくこととなります。 ５．この金庫使用権を他に転貸、譲渡、売買または質入することはできません。 ６．この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。なお、変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。